

証拠説明書

令和元年6月6日

特許庁審判長 殿

1 審判事件の表示

無効2019-890016
(商標登録第6038567号)

2 被請求人

住所
名称
代表者

3 代理人

住所 東京都千代田区永田町二丁目17番17号
日野法律特許事務所
電話番号 03-5510-7373

氏名 弁理士 日野 修男

4 証拠の説明

証拠番号	標目	原/写	作成日	作成者	立証趣旨
乙第1号証	商標公告第二七五号	写し	大正11年6月27日	特許庁	中島董一郎が本件商標を出願したこと、本件登録商標が商標公告されたこと
乙第2号証	商標登録第147269号の商標公報	写し	昭和17年10月ころ	特許庁	本件登録商標の商標公報の内容
乙第3号証	商標登録第147269号の商標登録原簿	写し	平成29年8月8日	特許庁	商標登録第147269号の商標登録事項（昭和55年7月11日以後）

乙第4号証	商標登録第147269号の閉鎖商標登録原簿	写し	昭和55年7月11日	特許庁	商標登録第147269号の商標登録事項（昭和55年7月10日以前）
乙第5号証	米国特許庁意匠登録公報（訳文添付）	写し	1913年3月ころ	米国特許庁	ローズ・オニールが作成した人形の外観
乙第6号証	キューピー物語	原本	昭和59年3月5日	大澤秀行著／株式会社講談社発行	キューピー人形の誕生から流行するまでの経緯、ローズ・オニールの著作にかかる人形の各種図面、中島董一郎が本件商標を出願した経緯
乙第7号証	キューピー村物語（訳文添付）	原本	平成9年7月7日	ローズ・オニール著／株式会社クレスト社発行	「キューピー」の名前はローズ・オニールが作成したこと、その由来
乙第8号証	文部科学省検定済教科書「WORLD TREK English Communication I」（訳文添付）	原本	平成26年2月25日	株式会社桐原書店発行	文部科学省検定済教科書にローズ・オニールとキューピーの歴史が記載されていること及びその内容
乙第9号証	日本キューピークラブ公式ホームページ http://www.kewpie-jp.com/club/club.html	写し	2017年8月9日	日本キューピークラブ	ローズ・オニールとキューピーの歴史、キューピー人形が広く人気を博したこと及びその内容
乙第10号証	20世紀おもちゃ博物館	原本	2000年1月18日	株式会社同文書院	大正2年キューピー人形がローズ・オニールの依頼で作成されたこと、1913年キューピーが日本で人気になったこと、1917年キューピー人形が流行したこと

乙第11号証	こども文化事典	写し	2017年8月13日	兵庫県立歴史博物館	大正時代のおもちゃ8件の中に、キューピー人形が入っていること https://www.hyogo-c.ed.jp/~rekihaku-bo/historystation/rekihaku-meet/seminar/kodomo/bunka-jiten/taisho.html
乙第12号証	おもちゃの歴史	写し	2017年9月4日	一般財団法人日本玩具文化財団	1913年キューピーが日本で紹介され人気になったこと、1917年セルロイド製のキューピー人形が流行したこと http://toyculture.org/
乙第13号証	春装「国民新聞」附録	写し	大正6年1月10日	鏑木清方	鏑木清方のキューピー人形を題材にした日本画が新聞の附録となったこと
乙第14号証	20世紀の天使たち キューピーのデザイン	原本	1995年3月2日	株式会社INAX	大正2年ローズ・オニールの依頼を受けてキューピー人形が作られたこと、大正9年キューピーの年賀状が多数作られたこと
乙第15号証	年賀状レトロ美術館	写し	2017年8月16日	株式会社アイデア工房	大正8年キューピーの年賀状が多数作られたこと http://www.fuyuki-neng-a.com/museum/hituzidoshi/16-taisyoushi.html
乙第16号証	レトロ年賀状ギャラリー	写し	2017年8月15日	アスクル株式会社	大正5,7年にキューピーの年賀状が作られたこと https://spc.askul.co.jp/nenga/gallery4
乙第17号証	駅前ガラクタ商店街	写し	2010年1月18日		大正10年にキューピーの年賀状が作られたこと http://www.maboroshi-ch.com/old/cha/sae_90.htm

乙第18号証	広告キャラクター 一大博物館	原本	1994年	株式会社日 本文芸社	キューピー人形が大正時 代に子供たちに爆発的な 人気となったこと
乙第19号証	丸善と三越	写し	大正9年6月 中央公論 2003年5月2 0日作成	寺田寅彦著	三越の6階はおもちゃの陳 列所となっており、セルロ イドのキューピー人形が あったこと
乙第20号証	大正切込焼 白 磁のキューピー さん、加美で特 別公開	写し	2016年7月2 1日	毎日新聞社 山田研	宮城県加美町宮崎村で大 正9年ごろに作られたキュ ーピー人形が公開された こと
乙第21号証	町長日記 「キューピー人 形の謎」(広報か みまち平成28年 8月)	写し	平成28年8 月	宮城県加美 町長 猪股洋文	大正7年キューピー人形は 切込焼で宮城県宮崎村で 誕生したこと、その頃瀬戸 のビスク製キューピー人 形が飛ぶように売れたこ と
乙第22号証	知的財産権に関 する行動指針	写し	2005年7月1 9日	一般社団法 人日本経済 団体連合会	日本を代表する経済団体 の連合会は他者の知的財 産権を尊重することを行 動指針に定めていること https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2005/050.html
乙第23号証	広辞苑第3版 「剽窃」の項目	写し	昭和58年12 月6日	株式会社岩 波書店発行	「剽窃」の意味
乙第24号証	講談社カラー版 日本語大辞典第 2版	写し	1995年7月3 日	株式会社講 談社発行	「剽窃」の意味
乙第25号証	月刊政経人所収 熱き創業者魂の 軌跡中島董一郎 (一)マヨネーズ を普及させた男	写し	平成15年1 月1日発行	若山三郎著 株式会社政 経社発行	中島董一郎はマヨネーズ の商標として「キューピ ー」を頂くことを決意した こと

乙第26号証	国立国会図書館 インターネット 資料収集保存事 業	写し	2017年9月 6日	国立国会図 書館	Wayback Machineはデジ タル情報を保存する非営 利法人であること、同サイ トの最上段には元のURL アドレスと保存日時が表 示されること http://warp.da.ndl.go.jp/contents/recommend/world_wa/world_wa02.html
乙第27号証 の1 の2	Wayback Mach ineに保存され た請求人のホー ムページ 2001年7月18日 当時 2005年3月8日 当時 その1のURL http://web.archive.org/web/20010718124056/http://www.kewpie.co.jp_80_mayoworld_mayost_history	写し	2001年7月 18日 2005年3月 8日		2001年7月18日、2005年3 月8日の時点において、請 求人のホームページにキ ューピーがローズ・オニ ールの作品であり大ヒット したこと、中島董一郎がそ れを商標にしたことが記 述されていること その2のURL http://web.archive.org/web/20050308105012/http://www.kewpie.co.jp_80_mayoworld_mayost_history
乙第28号証	特許1963年 3号所収 "商標のただ乗 り"の問題	写し	昭和38年3 月1日	専優美著 弁理士会発 行	専優美はフリーライドは 商標法の根本精神に反す るもので商標法4条7号の 公の秩序に違反すると述 べていること
乙第29号証	昭和58年審判19 123号	写し	平成7年1月 24日	特許庁	ポパイの図柄名称を登録 した商標が公序良俗違反 で無効とされたこと
乙第30号証	商標出願・登録 情報	写し	2019年5月2 7日	独立行政法 人 工業所 有権情報・ 研修館	称呼「キューピー」、出願 人・権利者「キューピー株 式会社」での検索した結果 524件がヒットしたこと

乙第31号証	欠番				
乙第32号証	知的財産高等裁判所平成23年(行ケ)第10400号判決	写し	平成24年6月27日	知的財産高等裁判所	知財高裁は「Tarzan」の商標登録は、公正な取引秩序を乱し公序良俗を害する行為と判断したこと
乙第33号証	大阪高等裁判所平成16年(ネ)第1797号判決	写し	平成17年2月15日	大阪高等裁判所	ローズ・オニールがキューピー人形を創作したこと
乙第34号証	知的財産高等裁判所平成20年(行ケ)第10139号判決	写し	平成20年12月17日	知的財産高等裁判所	同上
乙第35号証	中島董一郎譜	写し	昭和50年5月1日	株式会社中島董商店内董友会	出願人中島董一郎はキューピー人形が米国で大人気を博したとき米国に在住し、そのことを知り得たこと
乙第36号証	米国特許商標庁の商標電子検索システム(TESS)検索結果(訳文添付)	写し	2018年10月14日	米国特許商標庁	請求人は米国において多数のキューピー関連商標を出願し、登録したこと
乙第37号証	米国特許商標庁の商標審判及び上訴検索システム検索結果(訳文添付)	写し	2018年10月14日	米国特許商標庁	請求人は米国においてキューピー関連商標の権利を行使したこと
乙第38号証	世界知的所有権機関国際商標データベース検索結果	写し	2018年10月15日	世界知的所有権機関	請求人は全世界において多数のキューピー関連商標を出願し、登録したこと

乙第39号証	第2回悪意の商標出願セミナーと題するウェブページ(https://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/bad_faith_seminar2.htm)	写し	2017年4月20日	特許庁審査業務部商標課	2014年5月13日、特許庁は第136回国際商標協会 (INTA) 年次総会の場において「第2回悪意の商標出願セミナー」を開催し、悪意の出願に対する特許庁の取り組みの資料を配付したこと
乙第40号証	我が国における悪意の商標出願への対応 (表紙から9頁)	写し	2014年5月13日	特許庁審査業務部商標課商標審査企画官森山啓	特許庁が「第2回悪意の商標出願セミナー」にて配布した資料には、我が国は不正の目的の商標を排除する取り組みを行っているとの記載があること
乙第41号証	商標法講話	写し	大正11年7月8日発行	三宅発士郎	旧商標法2条1項11号の「商品ノ混同ヲ生セシムルノ虞」は、商品に関係なくても非常に著名な商標を他人が別種の商品に使用するときは該当すること
乙第42号証	知的財産高等裁判所平成17年(行ケ)第10349号判決	写し	平成18年9月20日	知的財産高等裁判所	知的財産高等裁判所は赤毛のアン原題の商標は国際信義に違反し、商標法4条1項7号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当すると判示したこと
乙第43号証	「マヨネーズの誕生物語」と題するウェブページ	写し	2019年5月25日	請求人	請求人は自らのホームページにおいて中島董一郎を「キューピー株式会社の創始者」と表示していること (https://www.kewpie.com/education/information/mayonnaise/birth-story/)

乙第44号証	使用許諾契約書	原本	2013年6月4日	株式会社ローズオニールキューピー・インターナショナルと被請求人	被請求人は株式会社ローズオニールキューピー・インターナショナルから契約書末尾記載の「ドクトル外壁さん」の使用許諾を得たこと (一部マスキング済み)
乙第45号証	覚書	原本	2014年6月3日	同上	被請求人は株式会社ローズオニールキューピー・インターナショナルと使用許諾契約書の契約期間、使用料支払方法の変更を合意したこと (一部マスキング済み)
乙第46号証	譲渡契約書	原本	2015年3月1日	同上	被請求人は株式会社ローズオニールキューピー・インターナショナルから「ドクターキューピー」のキャラクターの二次的著作権を譲り受けたこと
乙第47号証	覚書	原本	2015年3月15日	同上	被請求人は株式会社ローズオニールキューピー・インターナショナルと上記対価支払方法の変更、在庫の販売等について合意したこと